

墓誌銘より見たる宋代女性像

——再婚、守節、離婚について——

清水 嘉江子

はじめに

宋代における女性の婚姻、再嫁についてはこれまで多くの研究がなされてきたが、陳東原氏は、宋学の礼教の説の影響で婚姻形態は一夫一妻（多妾）制を原則とし、再嫁はいちじるしく制限を受けるようになったと指摘している^①。

こうした見解は多くの研究者の支持を得ているが、近年修正を迫る研究が出ている。例えば張邦煒氏は、宋代での事例を引きつつ離婚、再婚は少なくともなかったと主張された^②。また大澤正昭氏も、宋代再嫁は礼儀的イデオロギーの圧力に強く影響され束縛されたものの、まだ自由が存していたとされた^③。同じ時代の社会を考察の対象にしながら、なぜこうした見解の違いが生じたのか。背景には宋代社会をどのように見るかという問題があり、必ずしも単純ではないが、依拠する基本史料の違いによる見解の相違と考えられる。

本稿は、この古くて新しい宋代女性の再嫁、守節の問題を宋代の女性埋葬者の墓誌銘を基本史料として考察した。一般に女性埋葬者に対する文章が作成されるのは六朝時代に始まり、唐代にいたって普及発展した。現在我々が目にするのができる墓誌銘の多くは、出土した碑文ではなく、文集などに収録され後世に伝えられたものである。そのため文集の現存数が著しく増加した宋代以降、女性墓誌銘の数も増加した^④。現在で

は、墓誌銘が宋代女性史研究の新たな史料として期待されており、本稿も基礎資料として採用した。もちろん墓誌銘は先行研究においても使用されてきたが、そこで使用されているのは、墓誌銘の一部分にすぎない。本稿では『宋人傳記索引』^⑤に収録された既婚女性1038人の墓誌銘を考察の対象とした。

墓誌銘とは死者の頌徳・追慕の思いを韻文で刻んだ銘を墓誌に加えたものをいう。墓誌は地上に建てた墓碑に対し、地下の墓室内に置かれたものである。墓誌は銘文を記した部分と表題を記した蓋の二枚の石がセットになっており、蓋の部分に必ず『○○墓誌銘』という記述がある。石の形は正方形である。誌の内容は序と銘からできている。序の部分に記すべき事項は、表題・諱・字・行跡・官歴・諡号・年齢・姓氏・籍里・世系・卒年・卒地・被葬年・被葬地・人柄などについてである^⑥。

一般に女性埋葬者の墓誌銘から抽出できる事実は、死者の姓、名、籍貫（本籍地）、婚姻年齢、父に至る祖先の官歴、本人の性格や生活態度、没年月日と没した場所、埋葬年月日と埋葬地、没年時における子・孫・曾孫の数と官職、娘婿の名と官職といった墓主の経歴や家庭環境などである。とくに女性の墓誌銘は男性墓誌銘と違って、家庭での生活状況が描かれている。これらのなかで本人の性格や生活態度は、墓主を称揚するために美辞麗句を用いて誇張されている可能性もあるが、位階、卒年齢、婚姻年齢、子供の数、家族の官職、出身地、嫁ぎ先などは、誇張さ

れることなく信頼できる情報として使用できる。

位階、卒年齢、婚姻年齢、子供の数、家族の官職、出身地、嫁ぎ先、賞賛の理由については考察済みである。本稿では残るテーマである寡婦の再婚と守節について考察した。結果、寡婦74人に対し再婚した女性が7人と少なかった。これは陳氏が記す「宋儒の婦女に対する貞節観念の厳しき」をはじめ、多くの研究者が支持してきた「程頤の説が宋代社会に強い影響を与えた」という通説と、数字の上では合致する。しかし再婚した女性7人の墓誌銘を見る限り、再婚は失節とされてはいない。

本稿は、墓誌銘に見える寡婦の再婚、守節、離婚、及び守節の寡婦が行った子供への教育について考察することで、宋代女性像の一端をあきらかにしようとするものである。

一 墓誌銘に見える寡婦の再婚について

本章では寡婦の再婚が7人（別表1「再婚」参照）と少ないことを知る手がかりとして、宋代女性の生活について論じた先行研究と、墓誌銘に載る寡婦となった女性の再婚とを比較した。参考までに女性墓誌銘に載る被葬者の母と娘の再婚例は9人、男性墓誌銘に載る被葬者の母と娘の再婚例は24人（別表1「参考 女性墓誌銘と男性墓誌銘の母と娘の再婚」参照）である。この9人と24人については、参考までの数字とし考察は本人のみとした。

（一）寡婦の再婚に対する先行研究の見解

陳東原氏は宋代を三時期に区分し「宋儒の婦女に対する貞節観念」について、下記の表のように説明している。⁷⁾

第一時代	建隆元年（960）～大中祥符4年（1011） 51年間 諸儒 范仲淹、胡瑗、歐陽脩、蘇子美、李覲、蘇洵
貞節観念	宋が興ってから五十年間に生まれた邵雍以前の諸人は第一時代に属し、この時代より前期及びこの期の幾人かは婦女の貞節観念に対して非常に寛泛であった。彼の子純祐は田約には寡婦に再婚の費用を給與している。彼の母は貧しいため朱家に改嫁したが、門生王陶の妻が死んだので、純祐の妻であった嫁を王陶に嫁がせている。彼の母は貧しいため朱家に改嫁した。彼は母に従い朱家に到り名を朱と改めた。このように再嫁を恥としなかったのである。
第二時代	大中祥符4年（1011）～明道元年（1032） 21年間 諸儒 邵雍、周敦頤、司馬光、張載、蘇頌、王安石
貞節観念	宋が興ってから五十年以後、七十年以前に生まれた人は邵雍より王安石に到る第二時代で、この変化期の幾人かの見解は甚だ一致を欠いた。これは学派が蛻分し出した時で、婦女に対する観念も同様ではない。或者は寛泛で或者は嚴格であった。 王安石は息子の嫁を改嫁させている。邵雍の母はかつて江隣幾の家婢であつて、邵氏に再嫁して邵雍を生んだのである。蘇頌は妹を再嫁させている。一方、周敦頤と張載は宋代理学を重んじ、二程の説に従い嚴格であつた。
第三時代	明道元年（1032）～建炎4年（1130） 98年間 諸儒 程顥、程頤、黃庭堅、游酢、楊時、羅從彦、李侗、朱熹
貞節観念	程顥、程頤以後生まれた人は第三時代に属し、宋代理学の成立した時代である。程頤は『婦が貧窮で寄るべがない場合は再婚してもよいか』という問いに対し『これはただ餓死するを怕れるからだろうが、餓死は極めて小事、節を失うは極めて大事である。』といい、餓死しても節を守らなければならなかった。

前頁の表のとおり、第一時代は「非常に寛泛」であり、第二時代は「嚴格と寛泛が入り混じり」、第三時代は「非常に嚴格」であったことがわかる。

寡婦の再婚には、中国の研究者13人が陳氏の「宋儒の婦女に対する貞節觀念」を支持し、程頤の説「餓死は極めて小事、節を失うは極めて大事（『近思錄』卷六 齋家）」に因るとしている。^⑤

程頤の説の支持者の一人である陶晉生氏は「宋人が寡婦の守節を宣揚した名言として、程頤の『節を失う事は大』を除いては、外には多くを見ない。北宋士族の婦女は夫の死後みな守節の道を一路走った。」とする。同じく江寶叙氏は「宋にいたって儒者は理学を崇めた。程子の名言を朱子が発揚強調した後、〈勸諭文〉として強調され、夫の死後改嫁することは恩が無く、嫁母は廟に入ることはできないとした。」と記している。

日本の研究者は、湯浅幸孫氏、末次玲子氏、秦玲子氏の3人が程頤の説を支持し、小島毅氏は祭祀、仁井田陞氏は法、滋賀秀三氏は財産の面から、寡婦が再婚することによる不利益を論じている。^⑥

そこで実情はどうであったのか、墓誌銘の記述から寡婦の再婚について考察しよう。

(二) 墓誌銘に見える寡婦の再婚

墓誌銘に載る再婚した寡婦7人を、陳氏の三つの時代ごとに検討してゆこう。墓誌銘に載る全ての女性1038人中、第一時代に相当する墓誌銘には、4人の女性が載っているのみで、再婚した女性は見当たらなかった。

第二時代に相当する再婚した女性は、北宋の鄭獬撰『鄖溪集』に載る崔夫人と蘇頌撰『蘇魏公文集』に載る蘇氏の2人である。（以下の番号は

別表1「再婚」の番号を示す）

1. 北宋 萬壽縣令張君夫人蘇氏墓誌銘

（蘇頌撰『蘇魏公文集』卷六十二）

蘇氏は予（選者・蘇頌）の長妹である。我が先人太尉公の翰林府君は晩くに娘（蘇氏）を得た。娘は秀でて慧なるゆえに特にいつくしみ愛された。成長し亳州司法の呂昌緒に嫁いだ。呂昌緒は故相許文穆公の孫である。三年後に寡婦となった。それから四年後に張斯立に再嫁した。又七年後の治平二年（1065）に斯立が亡くなった。それから七年後の熙寧五年（1072）に吾が妹は四十二歳で亡くなった。

撰者の蘇頌は「第二時代」の宋儒であるが、再婚を「節を失うは大事」とはせず、再婚の事実をあきらかにし、寛泛というより兄の立場で、墓誌銘に「長江之陽蜀岡西為斯立之世墓、嗚呼吾妹今從之」と哀切の情を表している。陳東原氏も第二時代の宋儒の貞節觀念に言及する際に「蘇頌は妹を再嫁させている。」と記している。

2. 北宋 崔夫人墓誌銘（鄭獬撰『鄖溪集』卷二十二）

夫人崔氏は初め大名の孫廣に嫁いだが夫の孫廣は亡くなった。夫人は孤居を続けたが、暮らしは益々貧しくなり、京師の姨を頼って身を寄せた。久しくして姨も又卒した。夫人は二兒に泣きながら言うには「私は貧しくて兒を育てることができない」と。そして高密の屯田員外郎・趙扶に再嫁した。二兒は一人前になり、長男の勉は遂に進士に及第し、二男の季はよく学び朋友に推誉された。夫人は趙氏に嫁いで二十六年の間、礼を以て夫にしたがい、一女も生まれた。また趙氏の先妻の子三人も均しく愛しみ、みな進士に挙げられた。

夫人は五十七歳で亡くなっている。

撰者の鄭獬は崔夫人の再嫁の理由を貧しさとしている。程頤は「餓死の事は小、節を失う事は大」として再嫁に反対したが、再嫁に関して寛泛と厳格が同居しているこの時代のなかで、鄭獬は寛泛の立場から貧しさ故の再婚を容認している。

第三時代に相当する再婚した女性は、北宋の秦觀撰『淮海集』に載る蔡氏、鄒浩撰『道郷集』に載る臧氏、南宋の汪藻撰『浮溪集』に載る施氏、鄭剛中撰『北山集』に載る外姑（謝氏）、韓元吉撰『南澗稿』に載る李氏の5人である。

3. 北宋 蔡氏夫人行状（秦觀撰『淮海集』卷三十六）

夫人姓は蔡氏、楚州山陽の人。故潭州寧郷手簿徐君諱某の妻。秘書省校書郎致仕諱中正の娘である。幼にして聡敏、才芸が有り、父母はもっぱら他の娘と異なるこの娘を愛した。十四歳にして同郡の環正に嫁いだ。環正は婚礼から十六日後に病気で亡くなった。ここに於いて蔡氏の母は兄弟と親族數十人を率いて環館へ娘を奪いに来た。そこで言うには「お前は十四歳で嫁し、夫が亡くなって十六日しかたっていない。」と。蔡氏は夫の喪に三年、舅の喪に又三年服した後、悲しみつつ遂に環氏を去った。そして一年後に高郵の人、徐氏のもとに嫁いだ。蔡氏は最初の婚家では舅姑に孝を尽くし、再嫁した後は先妻の張氏と妾の生んだ一女一男を自分が生んだ一女と同様に愛しんだ。夫人は夫の徐氏が亡くなった二日後の熙寧八年（1075）、三十九歳で亡くなった。

撰者の秦觀は再婚に厳しい第三時代に属しているが、蔡氏を賞賛し再婚

を容認している。

4. 北宋 夫人臧氏墓誌銘（鄒浩撰『道郷集』卷三十七）

夫人臧氏は越州山陰の人。嘗て嫁したが寡婦となり孀居した後、通仕郎で撫州金谿縣令の姚斐忱に嫁いだ。姚斐忱には七男三女がいた。臧氏は前母と変わらず子供の世話し愛しんだ。後に男の子七人のうち4人が進士に及第し、女の子三人も嫁がせた。大觀四年、三十九歳で亡くなった。

撰者の鄒浩は第三時代に属するが臧氏の再嫁を認め、先妻の子を愛しんだと賞賛の言葉を記している。

5. 南宋 令人施氏墓誌銘（汪藻撰『浮溪集』卷二十八）

令人は毗陵の施氏、朝奉郎知臨安軍諱辨の子、同郡の朝請郎孫庭臣に継室として嫁いだ。令人は父母の家に在るときは、よく父母に仕え、兄弟と仲良くし、聡明であると知られていた。十七歳で胡氏に嫁いだが翌年寡婦となった。孫庭臣に出会い継室にと求められた。令人は其の志を父に強奪され孫庭臣に嫁いだ。夫の孫庭臣には元の妻王氏との間に子供が数人いた。施氏は家政を専らにすること六十八年、冠婚賓祭の費用、尊卑長幼の序には皆規則があり、一切私用に供することはなかった。宗族の娘十一人を嫁がせた。幼い時から讀書を好み、老いても変わることがなかった。六経孔孟の書に通じ、司馬溫公家範をひいて子孫の訓育とした。男子七人は皆官職に就き、女子五人も進士や官僚に嫁いだ。孫は男子十五人、女子十六人は皆士大夫の妻となっている。曾孫二十六人、玄孫七人と七十餘人の子孫に恵まれ、紹興十八年（1148）、九十四歳で亡くなった。

撰者の汪藻は、施氏が家政をこなし、宗族の面倒も見、子供も教育し、子孫を残して家を繁栄させたことは、嫁・妻・母としての務めをすべて果たしているとして「自宋興二百年間如令人殆一二見也。」と賞賛の言葉を記している。

6. 南宋 外姑墓誌銘(謝氏) (鄭剛中撰『北山集』卷十五)

謝氏は浦江の進士・杜禮の妻であった。女の子が生まれた後、杜禮が亡くなった。女の子を携えて朝請郎の何至に嫁いだ。何至も亡くなった。女の子を育てて十年後、同邑の士人石子文に再々嫁した。夫人は慎み深くて寡黙であり、立居振舞が作法にかなっていた。婦道をもつて家を治め、女子ながら儒学の貴さを理解し、その知恵は天性のものであった。紹興六年(1136)三月に臨安に嫁いだ女を訪ね、六月に病気で亡くなった。七月に三男が棺を引き取り、夫の石子文の墓地に葬った。六十歳で亡くなった。

撰者の鄭剛中は妻の母、すなわち姑の墓誌銘を記している。姑の謝氏は再々婚であり、選者は陳氏の時代区分では、「再婚は失節」と見なすとされる第三時代に属すとされるにも関わらず、墓誌銘に再々婚を明記している。

7. 南宋 太恭人李氏墓誌銘 (韓元吉撰『南澗稿』卷二十二)

夫人姓は李氏、祖先は上黨の人、開封に住んでいた。七世祖の李崇矩は宋朝の開国勳臣で枢密使であった。夫人は世族に生まれ、富貴でみな清儉で礼を好くし儒学の知識は模範であった。李氏は初め符寶郎の銭端義に嫁ぎ一女を生んだ。しかし寡婦となり、朝請大夫秘閣修撰の韓球の継室となった。嫁して二子を生んだ。二子は従事郎

と迪功郎の官に就いた。自分が生んだ二子のほか先妻の娘三人を育て朝散大夫と朝請大夫に嫁がせた。李氏は『治家吾職也』といって、立派に家を治めた。子供五人と孫五人を残し、淳熙四年(1177)、七十四歳で亡くなった。

撰者の韓元吉は第三時代に属するが、李氏のことを銘に「順婦長賢母」と称えている。

1の北宋の萬壽縣令張君夫人蘇氏の墓誌銘には、蘇氏の行いについて具体的な記述はないが、他の6人の墓誌銘には行いが記されている(前掲の傍線部分参照)。6人に共通して挙げられた賞賛の理由は、婦として舅姑に仕え、夫に従い、宗族と和し、家事を全うしたこと、一般的な美德のほか、先妻の子を我が子と同様に慈しんでいることである。先妻の子を慈しんだことを墓誌銘で賞賛している背景には、後妻と先妻の子との不和が珍しくないという現実があり、それが後妻を娶る際の一定の歯止めにもなっていた。

例えば『司馬温公家範』卷三には「再婚はきつと身を滅ぼし、家を破滅させる。……後漢の尚書令朱暉は五十歳で妻を亡くした。兄弟が後妻を娶らせようとすると、朱暉が慨嘆して言った。世間では、後妻に家を滅ぼされたくない者は娶らずにいるのである。いま年老いて子孫もできな者が、先賢を鑑とせずにはいられようか。」¹⁴⁾とあり、また『袁氏世範』卷一には、妻と死別した中年の再婚について、「前夫の子がいれば心に掛かって忘れられぬであろうし、自らの子を生めば、二心を起こすのを免れない。それゆえ中年男の再婚はとりわけ難しいのである。」¹⁵⁾と、家範や世範でも再婚を否定している。

墓誌銘に載る1038人の卒年齢を集計すると、10代から30代で亡く

なった女性は北宋168人、南宋52人、両宋では220人存在する（別表4「卒年齢」参照）。1038人中の220人は21%となり、妻が30代までに亡くなれば、夫は後妻を娶る可能性が高い。ゆえに後妻による「継子いじめ」も多いのではなからうか。

南宋の撰者である韓元吉が、6. 太恭人李氏墓誌銘で李氏のことを「順婦長賢母」と記しているが、墓誌銘に書かれてある「賢母」とは「先妻の娘三人を育て朝散大夫と朝請大夫に嫁がせた」ことを評価したうえでの言葉である。1038人の墓誌銘にも「賢母」という記述がある場合、その殆どが継母として前妻の子を慈しみ育てている女性に対する賞賛の言葉として記されている。再婚した女性7人のうち、5人までが継子を慈しみ立派に成人させている。再婚を失節とみなす風潮のなかで、婦として母としてとくに継母としての行いを認めての記述である。

二 墓誌銘に見える寡婦の守節について

程頤が唱えた守節は、男女を問わず道德的徳目とされていた。程頤は男性の再娶も失節とみなしていたのである（『近思録』卷六 齋家）。女性における守節は「不再婚」を意味した。程頤の説を支持した研究者は「失節は極めて大事」の思想が、宋代において社会通念として強い影響を及ぼしたとみなしている。

墓誌銘に載る守節の記述は北宋41人、南宋27人、両宋では68人である（別表2「守節」参照）。

北宋で守節を通した41人のうち9人は、有力者から求婚されたり、親や兄弟に再婚を勧められているが、本人は断乎として拒み通している。南宋で守節を通した27人のうち5人は、有力者から生計を見ると強要されたり、父母に再嫁を勧められたりしているが、「自分の髪を断つ」とま

で言つて再嫁を拒否している（別表2「守節」一重線部分参照）。

守節を通した女性68人中、14人の親または周囲が、以下の理由で再婚を勧めている。

- (1) 父母が貧しい暮らしを哀れんで嫁ぐように迫る（別表2「守節」26、37、62、67）。
- (2) 若くして寡婦になった娘を母が不憫に思い再婚を促す（別表2「守節」32、33、40）。
- (3) 亡夫の喪があけると、兄が再婚を勧める（別表2「守節」28）。
- (4) 父の季父（末の弟）が嫁にと望む（別表2「守節」36、42）。
- (5) 有力者から求婚される（別表2「守節」25、53）。
- (6) 族党が再婚を勧める（別表2「守節」74）。
- (7) 改嫁をすすめた人が不明（別表2「守節」50）。

程頤の説による「餓死しても節を守らねばならなかった」時代にもかかわらず、再婚を勧めている親や周囲は「節を失うは大事」よりも再婚を大事としている。世の風潮が守節を重んじていたとしても、現実には親としての情を優先させている。寡婦自身は、家族や親族が再婚を勧めているなかで自主的に守節の道を選んでいる。宋代では再嫁は失節と見なされてはいたが、それは觀念上のことであつて現実には再婚を許容していたのである。

守節を通した女性68人の墓誌銘を記した選者43人は宋代儒学者であるが、陳氏の三時期区分ではいつの時代に該当するか分類すると、以下のようになる。

*第一時代Ⅱ徐鉉、李觀

*第二時代Ⅱ王安石、王珪、曾鞏、文同、陳襄、沈括、蘇頌

*第三時代Ⅱ王令、晁説之、畢仲游、范祖禹、黃庭堅、張耒、沈與求、

胡銓、葉適、朱熹、黃榦、張九成、孫觀、張孝祥、張元幹、舒璘、方大琮、黃公度、楊萬里、劉翥、鄒浩、晁補之、陳師道、劉宰、葉夢得、孫應時、陳宓、李石、陳亮

撰者の分布は、貞節觀念が寛泛であつた第一時代が2人、寛泛と嚴格が同居していた第二時代が7人、嚴格であつた第三時代が29人である（不明5人）。第三時代に属した撰者29人にとって、守節は墓主を称賛する格好の褒め言葉であつたと考えられるが、墓誌銘に守節を称えた記述は見当たらない。撰者は守節よりも「舅姑に仕え、上下の者とも睦み、祭祀を奉じ、勤儉を以て家を富ませる」（別表2「守節」22、23、46、47、49、57、58、59、68、69、70、72参照）など良婦であり、「嫁入り道具や宝石を売り、子供の教育に役立てる、嫡子も庶子も均一に慈しむ」（別表2「守節」16、40、51、53、64参照）など賢母であつたことを重視している。

守節を通しつつ自活の道歩んだ女性もいる。北宋では5人、南宋では2人存在する。自活した7人の女性は、農業、紡績、養蚕に携わつたが、うち1人は近所の子供に読み書きを教えるなど持てる能力を発揮している（別表2「守節」二重線部分参照）。女工の技能や学問があつてこそ自活である。全漢昇氏は「宋代の女子は女工では裁縫・織布などに従事し、農業では桑を育て養蚕に役立てた。」¹⁶といひ、田嶋美喜氏は「河朔・山東方面では、養蚕は穀物を作るより利があつた。女性の養蚕・紡織の副業が、農家の経営を助けた。」¹⁷と記している。

さらに若くして寡婦となり兄の再婚話を断り、農作業をして守節を通しつつ自活をし、郷村の水利開発を率先して行つた女性が存在する。

28. 節婦夫人吳氏墓銘（王令撰『廣陵集』附録）

夫人吳氏、撫州臨川の人、廣陵先生元城の王公の妻。先生諱は令、

墓誌銘より見たる宋代女性像

字は畏原。道德文章一世に名あり、年二十八にして卒す。夫人始めて生まるるの孤を抱き、母兄に往歸す。喪除け適ぐ所を議す。雪涕して自ら誓ひ、別墅に屏居し、僅かに風雨を蔽ひ、悪衣糲食、人の能く堪えざる所なり。三十有五年、以て厥の身を終わり、凜然として古の節婦たり、天下之を稱う。家するに始て唐に來り、唐曠土多し。熙寧中、詔して、民を募り蓄墾して廢陂を治め、召信臣・杜詩の迹を復さんとするも、衆其の役の大なるを憚り、方略に燕く、睨して敢て擧ぐるもの無し。夫人因りて其の兄の占する田の陂旁にあるを見て、慨然として衆に謂いて曰く、「我徒に自ら謀るに非ず。陂興るは一州の利なり。當に是の如く作せば是の如く成るべし。」と。乃ち汚萊を闢き、均しく灌漑し、身ら其の勞に任じ、環堤を築き以て水を濬め、徒門を疎し以て水を洩し、壞膏腴と化し、民は杭稻に飫き、而して其の家貲も亦た鉅萬を累ぬ。夫人一毫も私せず、服用の儉なること、猶お昔のごとし。方に且お汲汲として窮乏するものを賑わし、疾喪を周し貸して償う能わざれば、則ち為に券を焚き、德聲日びに聞え、遠邇信服し、訟は官に詣らず、一言に決す。之を久うし、四境復た凶歲無し。民深く夫人の恵を徳とし、相い與に州に言を列ぬ。州朝に聞し、優く米帛を賜う。而して郷人衿して以て築と為す……疾を得て卒す。年五十九、實に元祐八年（1093）十二月二十七日なり。¹⁸

夫の王令と夫人吳氏とは、王安石と極めて近い關係にあつた。王令は王安石の同郷の親友であり、王安石は王令の早すぎた死（嘉祐4年、享年28）を惜しんで墓誌銘を記し、多くの文章を残している（王安石『臨川文集』卷九十七、王逢原墓誌銘）。吳氏と王氏はもともと同郷で互いに通婚しており、王令夫人吳氏は王安石の妻の従妹にあたる（宋、張邦基『墨莊

漫録』巻五)。呉氏は1038人の墓誌銘の中でただ一人「節婦」と記されているが、それは「陂興るは一州の利なり」と村民に説き、率先して水利工事を推進したことによるのだろう。宋代に呉氏のようなたくましい女性の存在が、墓誌銘の記載によって、いまこうして歴史の裏面から浮かび上がることができたのである。

三 墓誌銘に見える離婚について

女性が寡婦になる理由は、夫との死別が多いが、離婚による場合もある。先行研究では離婚に関して次のように述べている。

陶希聖氏は「婦と夫との関係は、一つの宗廟関係及び宗族関係に過ぎない。それ故、婦女の運命を決定するものには、三つの勢力がある。第一は宗廟及び宗統であり、第二は舅姑であり、第三は夫である。夫が悦ばざれば出す。夫が悦ぶも、父母が悦ばざれば出す。夫と父母とが悦ぶも、宗統・宗廟の要求に合わねば、これも亦離婚の一つとなる」と。

滋賀氏は「妻が七出といつて、不順父母、無子・淫・妒・悪疾・多言・竊盗（大戴禮、本命）を犯した場合でも、1. 舅姑の喪を経持する。2. 娶るときは賤にして、後に貴となる。3. 受くる所は有つても、帰する所はない。この三不去のなかの一つにでも該当すれば、七出の事由があつても、夫は妻を離婚できない。ただし七出のうちでも特に妻が姦淫を犯したときは三不去を問う限りでない。妻の持参財産は家産とは区別され、夫妻一体の財産、すなわち『房』の財産として形成される。顕著な罪過がない妻との離婚においては、持参財産はもち去ることができた」と。

蘇冰氏は「宋代になると離婚を恥とする道徳的意識が形成強化され、士大夫をはじめ世人は離婚を醜陋不徳として隠そうとした。宋儒は貞節の倡導に尽力し、離婚を恥とし悪とした」と。

上記三氏の論では、離婚には夫と妻の意思よりも、家族をはじめとする周囲の思惑、持参財産、世間の目が影響していたことがうかがえる。とくに士大夫層では離婚を醜聞としたのであろう。

それ故か墓誌銘の中には直接離婚について記された文言はない。しかし後妻になった女性の墓誌銘から前妻が離婚させられたことがわかる例がある。それは鄭俠撰『西塘集』巻四に載る謝夫人墓表で「其の前に娶つた某氏は廣南の人である。自負心が強く訓言を聞き入れない。舅と姑は悦ばず。そこで文初（夫）は吾が親は悦ばずとして妻を出すことにした。」と記されている。

前妻某氏の記述に対して、謝夫人の記述には「予（撰者鄭俠）の友、譚文初の其妻謝夫人は潁川汝陰の人である。曾祖泌は諫議大夫、祖父衍は駕部郎中、父立は南雄軍事推官。謝家は代々儒家で子弟には経術を教えるばかりでなく、諸女にも同様に教育した。そのうえ諸女には古今の義婦烈女の伝記を学習させ、其の理義を理解させた。謝家では女子にもこのように教育を施したので、謝家の子女の賢は世間によく知られていた。なかでも謝夫人は最も学問に熱心であったので、父母に鍾愛され求婚者が十人もいたが、与えることはなかった。」と賞賛の言葉が綴られている。

前妻某氏の離別はまさに七出のなかの「不順父母」に当たる。後妻になった謝夫人の墓誌銘に何故、先妻である某氏の離別理由を記したのか。それは撰者の鄭俠と謝夫人の夫である文初とは友人であるため「父母は謝氏を鍾愛し求婚者十数のなかから文初に與えた」と文初を賞賛し、さらに文初が先妻を離別したことを正当化するために記したのではと考えられる。

また墓誌銘には離婚したと記されていないが、後妻であることが他の文献によって判明し、前妻と離婚したことがわかる墓誌銘がある。それ

は陸游が記した妻の墓誌銘「令夫人王氏壙記」(『渭南文集』卷三十九)である。

令人王氏は中大夫の山陰陸某の妻。蜀郡の王氏は慶元丁巳歲(3年)五月甲戌七十一歳にして卒す。令人に封せられる。七月己酉に、舅の少傳、姑の魯國夫人の墓の南に埋葬する。子供有り、長男子虚は烏程丞、次男子龍は武康尉、三男子悛、四男子担、五男子布、六男子聿、孫は元礼、元敏、元簡、元用、元雅、曾孫の阿喜は幼にして未だ名をつけず。

墓誌銘に記さなければならぬことが、淡々と述べられているだけで、王氏が後妻であったことは記されていない。

夫が撰者として記した亡妻の墓誌銘は、北宋18人、南宋22人、両宋で40人存在する。それらの多くは夫が妻にこめた愛惜の情に溢れている。陸游と対極にある例として葉適が記した妻の墓誌銘「高令夫人墓誌銘」(『水心集』卷十八)を挙げよう。

蒙城の高氏、六歳のとき、父京山尉と為り、能く其の母を助け、父を思い輒ち涕泣し、父帰れば乃ち已む。知象山縣に従い、父の思慮の及ばざる所あれば、必ず之を左右(たす)く。余の妻と為り、舎を賃し甚だ貧しく、一間を閉ざし、終日聲を聞かず。親ら粥飯十餘盤を饌し、魚肉鮭采略ほ具う。人以て為らく「難し」と。官は禄の上下に視し、月儲もて以て舅を奉じ、伯叔羣従を次にし、餘無し。食う所は太湖葱・城東の菘芥のみ。服飾・進止常に儼然たり、見る者皆其の華整を尚し、其の敝故の洗刷して然るを知らざるなり。晩歳にして三子始めて育ち、始めて宅居有り、稍や田を墾き、市糶せず、

然して自處すること一に其の初めの如し。蓋し其の剛簡にして無欲、余の憚るる所なり。其の靜蜜にして知有り、余の服する所なり。其の能多くして解し易く、緩急程に中り、事の本末を識り、大抵余の資(もたら)す所以て家の為にするなり。嘉定四年(1211)十二月初十日、年五十二にして卒す。五年三月二十日、開元觀の後山に葬る。余の觀るに、古自り特立獨行の士にして、復た世に望む所無く、旅泊して其の身は以て苟免する者、固より已に衆し。是れ悲しむに足らざるなり。然れども豈に亦た夫れ親に順い戚の屬に和して之が託と為ること有らざらんや。今余敢えて特立して獨行するを謂うに非るも、然れども既に老い且つ病み且つ衰え、且暮に盡きん。而るに高氏迫(いそ)ぎて余を待たず、遂に余を棄て(死し)、是を以て余をして親に順い、戚に和し之が託と為ること無からしむ、是れ亦た悲しむに足らざらんや。銘に曰く、千世の遠く、百年の長き。天寛く地闊し。此れ何の祥為るや。

墓主よりも祖父・父・夫・子供など家族の官職が羅列した形式的な墓誌銘が殆どの中で、葉適の高令夫人墓誌銘は、亡妻への愛惜の情がこめられ、読む人に感銘を与える墓誌銘である。ところが、南宋を代表する詩人たる陸游は、妻の墓誌銘に上掲のような常套句しか記さなかった。それは何故であろうか。一海知義氏はこの点について次のように述べている。「陸游は二十歳の頃、母方の姪唐琬と結婚する。二人の仲は睦まじかった。だが母は唐琬を気に入らず、やがて二人は離婚させられる。数年後、陸游は王氏と再婚し、唐琬もまた新しい夫のもとに嫁ぐ。だが唐琬の姿は陸游の臉から去らなかつた。三十一歳のときに沈氏の花園で唐琬と偶然にも再会した。そのときのイメージは一生陸游からはなれず、八十数歳の晩年に至るまで、折に触れて回想の詩をつづつたのである」²²。

陸游が唐琬を偲んで作った詩の一部を挙げよう。

姑悪「姑の色少しく怡ばざれば 衣袂涙痕に湿る 冀う所は妾の男
を生まんことなり 庶幾わくは姑の孫を弄せんことを 此の
志竟に蹉跎たり」²³⁾

菊枕「黄花を采り得て枕囊を作る 曲屏 深幌 幽香を鎖ざす 喚
び回す四十三年の夢 灯暗くして人の断腸を説く無し」²⁴⁾

沈園其二「夢は断たれ香は消えて四十年 沈園柳老いて綿をふかず
此の身は行くゆく稽山の土と作らんも 猶お遺蹤を弔い
て一たび泫然たり」

これらの詩から陸游の亡妻の墓誌銘が常套句で綴られている理由は、最初の妻唐氏への思慕が断ち切れなかったのではと推測できる。

陸游の最初の妻唐氏は七出には当たらないが、姑に気に入られず離婚にいたっている。唐氏と相思相愛の陸游は詩「姑悪」で「冀う所は妾の男を生まんことなり 庶幾わくは姑の孫を弄せんことを」と詠んでいる。男児がいれば陸游と唐氏は添い遂げられたのではなからうか。

先述のように墓誌銘に離婚の記述が見られない理由として以下のことが考えられる。

- (1) 墓誌銘に載る女性には、七出は該当しにくいいため、安易に離婚はさせられない。
- (2) 離婚する妻の持参財産も手放さなければならぬ。士大夫階級の子女ならば持参財産も少なくはないであろう。婚家では嫁を出すと持参財産も失うことになり、経済的には損失となる。
- (3) 士大夫の間では離婚を恥とし悪と見なしたため、離婚は安易にはできなかつたのであろう。

(4) 墓誌銘に見る賞賛の言葉の多くは「舅姑に仕え、夫に従い、宗族と和す」とあるが、これは嫁の務めというより、婚家で自身の存在を維持させるためと考えられる。女性は嫁して家族の成員と認められても、夫、舅姑、宗族によって去就が左右される。「女三界に家無し」である。嫁した女性の仕える・従う・和すといった従順な行いによって離婚は避けられたと推測できる。

四 墓誌銘に見える子供の教育について

宋代の女性は婚家では儒教の教えを守って生きるほかに、子供の教育にも熱心であったことが墓誌銘からうかがえる。墓誌銘に載る女性1038人中、子供の教育をした女性は195人に上がる。そのうち寡婦になって子供の教育をした女性は38人である(別表2「守節」波線部分参照)。

女性が子供を教育することができたのは、女性自身も教育を受ける環境に在ったからである。墓誌銘には、幼少のころ、兄弟の勉強を傍らで見ていた、父親の朗読を聴いて暗誦した、読書を好み読み書きができたなど、学問に接する機会に恵まれ、女子にも祖父母や父母が直接教授するなど、家族も積極的に「知」の伝授を施していたことが記されている。参考までに誰がどのように女子を教育したのか、その実例を北宋と南宋から5人ずつ挙げる。

北宋

華陽縣君楊氏 外祖父 『五経』を読ませる

永壽郡太君朱氏 母 『詩書』を読ませる

(文同撰『丹淵集』卷四十)

崇國太夫人符氏 父 『漢唐史』を讀ませる (王珪撰『王華陽』卷五十五)

吳夫人 大母 「善持論夫人少習之」 (陳襄撰『古靈集』卷二十)

李氏 父 「削牘」を教える (晁補之撰『晁雞肋集』卷六十六)

南宋

劉母徐夫人 外大父 『列女傳』を讀ませる

(王十朋撰『王忠文集』卷二十三)

建安郡夫人游氏 族母 『班昭女誡』を讀ませる

(朱熹撰『朱文公集』卷九十二)

妣太安人林氏 父 「父教以『女誡』」

(方大琮撰『鐵菴集』卷三十五)

太孺人劉氏 父 『孝經』『論語』『孟子』を讀ませる

(楊萬里撰『誠齋集』卷一百三十一)

夫人劉氏 父 『孝經』『内則』『劉向列女傳』を讀ませる

(晁補之撰『晁雞肋集』卷六十六)

母親になってからは、子供を科挙に及第させるため、知識があれば直接教えたり、子供の教育に携わり叱咤激励したり、知識が充分でなくとも学問に対する心構えを教えたり、母が子を敢えてつき放して奮起を促すなど、母親が子供の教育に力を尽くしたことが記されている。子供の教育に携わることができたのは、母親自身に学問があつてこそのことであり、学問のある女性が評価されている。司馬光も女子の教育について「女子にも『論語』『孝經』『列女伝』『女誡』などを誦し、大意をさくら

せる必要がある。」と記している。士大夫階級の女性にとって、読書すなわち教育を受けることは、重要な徳目の一つになっていったと理解できる。

宋代の女性が家庭で子供の教育をした目的は科挙に及第させるためである。宋王朝は科挙の及第者を官僚に採用し、科挙官僚を重用する文治政治を確立した。宋代の官僚制度は科挙によって常に優秀な人材を確保することであつた。このため男子にとつての出世は科挙試験に及第し進士になることであり、士大夫階級をはじめ、地主や商人でも経済的基盤が確立していれば、科挙に及第して官僚になる道は開かれていた。故に士大夫層や裕福な家庭の男児は幼少のころから受験勉強をさせられた。教える役割は家庭教師をはじめ父や祖父、それに母親にも課せられた。士大夫の家の母親は男児の「知」の能力を向上させる家庭教師の役目も担っていたのである。

このように科挙試験を目指して子供の教育が盛んに行われた背景には、科学技術が発達し、製紙業や木版印刷が盛んであつたこともその要因としてあつた。宋代は読書人たる士大夫にふさわしい書物が刊行され、教育の一端を担つたのである。張詔勛氏は「宋代は製版印刷の黄金時代であつた。士大夫たちは自己の著作・祖先の著作・先生友人の著作・家蔵の善本・名家の著述などを刊行した。印刷技術は新しい士大夫層を形成させるための教育の普及に拍車をかけた。」と述べている。印刷技術の恩恵を受けて士大夫層の家には蔵書が豊富に存在し、女子でも身近にある書物を手にとることができたのである。

墓誌銘に、読書をした、子供の教育をしたと記されている女性は、守節を通しつつ子供の教育をした女性も含めて195人存在する。実例として北宋と南宋の墓誌銘から5人ずつ挙げる。

北宋

「書を読むを喜び、論語・孝經の大義に通ず。」

(王珪撰『王華陽集』卷五十三趙宗旦妻賈氏墓誌銘)

「夫人諸子に孝經・論語を以て口授す。」

(程俱撰『北山小集』卷三十一 德興縣君宋氏墓誌銘)

「屯衛(父)漢唐の史を讀み、聴きて之を悦ぶ。」

(陳襄撰『古靈集』卷二十 崇國太夫人符氏墓誌銘)

「夫人浮屠を学び、其の書の説に通意す。」

(沈溝撰『西溪集』卷十 長壽縣太君魏氏墓誌銘)

「易・論語・孝經・諸子の書を能く讀み親ら以て子に教す。」

(王安石撰『臨川集』卷九十九 李君夫人盛氏墓誌銘)

南宋

「論語・大学・中庸・孟子の諸書を讀むを喜びおよそ大義に通ず。」

(朱熹撰『朱文公集』卷九十二 潘氏婦墓誌銘)

「幼きより聰慧にして人に過ぎ、儒釋の書に通ず。」

(周必大撰『周益國文忠公集』卷七十六 太恭人司徒氏墓誌銘)

「孺人少くして經傳を習い、釋老の諸書に至り皆口誦心記し、多くを識る。」

(劉克莊撰『後村集』卷三十七 孺人鄭氏墓誌銘)

「夫人端重にして警敏なり、書を誦みて一覽して語を忘れず、孟諸の經悉く大義に通ず。」

(黃榦撰『勉齋集』卷三十七 太安人林氏行狀)

「父之を愛すること尤とし、教うるに孝經・論語・詩書・左氏傳及び内則・女誡を以てし、終身遺忘せず。」

(袁甫撰『蒙齋集』卷十八 縣尉楊君太孺人何氏墓誌銘)

墓誌銘に載る読書をした女性は北宋60人、南宋60人、両宋で120人である(別表4「読書をした女性と読まれた書物」参照)。

両宋とも「仏書」が最も多く読まれ、『詩經』『書經』『孝經』『論語』もともに読まれている。「仏書」を読んでいる女性は、両宋ともに卒年齢が50代から90代までの寡婦となった女性に多い。

『女訓書』『列女伝』『内則』『女誡』は南宋14人に対し、北宋は3人である。『女訓書』『列女伝』が南宋で多く読まれた背景には、程頤の学説や朱子学が宋儒の婦女に対する觀念に影響を与えた結果、南宋期には貞節觀念が厳格化され、道徳として浸透していったことによるのであろう。

『孟子』は南宋のみで8人に読まれている。『孟子』が南宋で読まれた理由は宋学との関わりにある。北宋では范仲淹・歐陽脩らが、既存の權威を否定し、經書に没入してその精神を体得し、現実にいかそうとする理想に燃えていた。これを受けた周敦頤は新儒学を唱え、その学説は張載、程顥、程頤に受け継がれ、南宋の朱熹に至って大成された。朱熹の思想の中心課題は、社会的責任を担う士人としての人間の生き方を律する実践倫理をつくりあげることであり、その生き方が読み取れる文献として四書(『論語』・『孟子』・『大学』・『中庸』)に注目した。従来の五經(『詩經』・『書經』・『易經』・『春秋』・『礼記』)よりも、むしろ四書を堯・舜以来の聖人の伝統を受けた書であるとみなし、自身の思想大綱をこれらの注釈として著わしたことにより、『孟子』は南宋で読まれるようになったのである。

墓誌銘に載る1038人のうち、寡婦も含めて読書をした。子供の教育をした女性は195人である。守節の女性で子供の教育に携わった人数は38人で195人中のおよそ20%を占めている。夫がいる女性も子供の教育に携わり、母は家庭教師の役割も担っていたが、寡婦の子供に対する意気込みは、父親の分も含めての熱心さであったといえよう。言い換えれば寡婦の最大の願いは男児を科擧に及第させることであつたとも考えられる。子供も進士に及第し、官僚になり、学問で天下に名を成す

など、26人の母の子供たちが、母の熱意に応じて出世を果たしている（別表2「守節」点線部分参照）。

おわりに

1038人中、寡婦74人であったのに対し再婚した女性は7人と少なかったが、これは陳氏が記す「宋儒の婦女に対する貞節観念の厳しき」をはじめ、多くの研究者が支持してきた「程頤の説が宋代社会に強い影響を与えた」という通説に、数字の上では合致する。しかし再婚した女性7人の墓誌銘を見る限り再婚を失節とはしていない。

再婚した女性7人の墓誌銘を記した選者は宋儒であるが、陳氏のいう「宋儒の婦女に対する貞節観念の厳しき」の時代区分に当てはめると、寛泛であった第一時代には見当たらず、寛泛と厳格が同居した第二時代に2人、厳格であった第三時代に5人が属している（下記の表「再婚の女性7人の墓誌銘を執筆した撰者」参照）。この7人の撰者は「宋儒の婦女に対する貞節観念」が厳しい時代であったにもかかわらず、再婚した女性に対し賞賛の言葉を記している。貞節観念よりも母としての務めを果たした女性の生き方を重視したのであろう。墓誌銘に載る女性は士大夫層の夫人であり、一般庶民の女性ではないという制約もあるが、墓誌銘を見る限り陳氏などの論とは合致しない。

表 再婚の女性7人の墓誌銘を執筆した撰者

撰者 (生卒年)	陳氏の時代区分 (宋儒の貞節観念)	官職	文集
鄭獬 (1022~1072)	第二の時代 (寛泛と厳格)	翰林学士	郎溪集

墓誌銘より見たる宋代女性像

蘇頌 (1020~1101)	第二の時代 (寛泛と厳格)	太子少師	蘇魏公文集
秦觀 (1049~1100)	第三の時代 (非常に厳格)	太学博士	淮海集
鄒浩 (1060~1111)	第三の時代 (非常に厳格)	龍圖閣直学士	道郷集
汪藻 (1079~1154)	第三の時代以降 (非常に厳格)	頭護閣学士	浮溪集
鄭剛中 (1088~1154)	第三の時代以降 (非常に厳格)	資政殿学士	北山集
韓元吉 (1118~1181)	第三の時代以降 (非常に厳格)	龍圖閣学士	南澗稿

参考までに男性墓誌銘から、再嫁を選び出した結果、男性の母の再婚が4人、娘の再婚が20人存在した（別表1「再婚」参考。男性の墓誌銘に載る母と娘の再婚10/34）。この24人の男性の官職は、丞相、参知政事、少師、観文殿大学士といった高級官僚である。その墓誌銘の子供の項に娘の再婚が記され、再婚の娘も二人いる。「再婚は失節」とはみなしていない。宋代の男性墓誌銘から見ても、やはり程頤の説とは合致しない。高級官僚である父が娘を再婚させる理由は、娘は結婚によって家と家とを取り結ぶ綱の役割を果たしているからと考えられる。再婚の事例ではないが、娘の再婚が政略的である顕著な例として、歐陽脩の墓誌銘「故観文殿学士太子少師致仕贈太子太師歐陽公墓誌銘」（韓琦撰『安陽集』卷五十）から3人の妻を娶った事例を挙げよう。

初めて娶った胥氏は翰林學士・偃の女、繼室の楊氏は集賢院學士・諫議大夫大雅の女、今の夫人薛氏は資政殿學士・戸部侍郎簡肅公奎

の女。

娶った妻の父の官職は、最初は翰林學士、2人目は集賢院學士・諫議大夫、3人目は資政殿學士・戸部侍郎であり、後になるほど高くなっている。歐陽脩の官位が上がるにつれて、妻の父の官位も上がっていることがわかる。

このように宋代では「再婚は失節」とはみなされていなかったが、元・明・清と時代を経るにつれ「宋儒の婦女に対する貞節観念」は厳しさを増し、その結果として列女（賢母・孝女・孝婦・賢婦・節婦・貞婦・貞女・烈婦などの諸婦を含む）の数が増えることが『正史』からうかがえる。『宋史』『元史』『明史』『清史稿』所載の列女の数と列女伝の序文を挙げよう。

*『宋史』列女伝所載の列女39人、宋代320年間

(960～1279)

「古者天子親耕、教男子力作、皇后親蠶、教女子治生、王道之本、風俗之原、固有在矣。……故歷代所傳列女、何可棄也？考宋舊史得列女若干人、作列女傳。」

*『元史』列女伝所載の列女187人、元代108年間

(1260～1367)

「元受命百餘年、女婦之能以行聞於朝者多矣、不能盡書、采其尤卓異者、具載于篇。其間有不忍夫死、感慨自殺以從之者、雖或失於過中、然較於筍生受辱與更適而不知愧者、有間矣。故特著之、以示勸厲之義云。」

*『明史』列女伝所載の列女294人、明代277年間

(1368～1644)

一八八

「婦人之行、不出於閨門、故詩載關雎・葛覃・桃夭・采芣・皆處常履順、貞靜和平、而內行之修、王化之行、具可考見。……明興、著為規條、巡方督學歲上其事。大者賜祠祀、次亦樹坊表、烏頭綽楔、照耀井閭、乃至僻壤下戸之女、亦能以貞白自砥。其著於實錄及郡邑志者、不下萬餘人、雖間有以文芸顯、要之節烈為多。嗚呼！何其盛也。……」

*『清史稿』列女伝所載の列女613人、清代297年間

(1616～1912)

「積家而成國、家後置恆男婦半。女順父母、婦敬舅姑、妻助夫、母長子女、姊妹娣姒、各盡其分。人如是、家和、家如、國治。……清制、礼部掌旌格孝婦、孝女、烈婦、列女、守節、殉節、未婚守節、歲會而上、都數千人。軍興、死寇難役輒十百萬、則別牘上請。捍強暴而死、爰書定、亦別牘上請、皆謹書於實錄。……」

このように『宋史』、『元史』、『明史』、『清史稿』の列女伝に見える列女の数は、宋代39人、元代187人、明代294人、清代613人と、時代を経るにつれ増えている。清代は孝婦、孝女、烈婦、列女、守節、殉節、未婚守節をあわせると数千になると『清史稿』には書かれている。正史に挙げられている列女のなかには、宋代の李靚の母である鄭氏や王令夫人呉氏（別表2「守節」9、28）のような生活力のあるたくましい女性も記載されていない。男性以上に活躍した女性も、この当時の男性が考えた列女のイメージと合わなかったからではないだろうか。正史に載る列女はあくまで男性が理想とする列女であったのであろう。

オルガ・ラング氏は「寡婦は世間の口を憚って再婚もできなかった。中国の街頭にはいまでも帝政時代に建てられた貞節な寡婦の碑が無数に見られる。しかも、この貞節の徳は寡婦だけではなく、一度婚約した

娘にも要求されたのである。」と述べており、程頤の説を朱熹が提唱したことにより、世の中に定着していったことがわかる。「貞婦は二夫に見えず」という風習が一般化し、清代では未婚の女性までも婚約者が亡くなった場合、守節を通したとされている。

正史以外でも、宋より元・明・清と時代が経るにつれ、自殺した列女や守節の節婦の事例が増えてゆく。この点について蘇冰、魏林氏は「程頤の説に朱熹が追従し宣揚に努めたため、極端な道徳主義として広まり社会の一般共識となった。宋元時代は婚姻文化の重要な転折期であり、同様に過渡的階段であった。以後、再嫁は非とされ、明清時代に達して頂点を極めた。宋代では列女の自殺者は71人であるが、元代では311人となる。」と述べており、列女の自殺は元代になると宋代の4倍以上に増えている。また顧鑿塘、顧鳴塘氏は「北宋仁宗時の理学家程頤は貞節観念を極端に推進した。『餓死の事は極めて小にして、節を失う事は極めて大なり』。この話は理学家によって度々宣揚され、理学の一句として名言となり、影響は極めて深遠であった。」とし、宋から清までの節婦・烈女数を表にしている。

節婦・烈女数量変化表

朝代	宋	元	明	清
節婦(守志)	152	359	27141	9482
烈女(殉身)	122	383	3688	2841

正史に載る列女は清代で613人とあるが、顧氏の研究では清代の節婦は9,482人、列女は2,841人で、両者を合わせると12,323人となる。この数字からも、程頤の説は、宋代以後に世の中の通念として浸透していったことが裏付けられる。

離婚については、後妻になった夫人の墓誌銘に前妻が離婚させられたことが書かれ、それによって離婚が判明した事例があった。宋代の士大夫階級は、離婚を恥とし悪と見なしていたので、現実に離婚が行われていたとしても、墓誌銘には記載されなかったと考えられる。しかし庶民の間では、再婚や離婚が一般的に行われていたことが、南宋の裁判記録である『名公書判清明集』に記されている。『清明集』には再婚23例、離婚12例が挙げられている。再婚は「舅に迫られて実家に逃げ、父が再婚させる」、「夫の死後再婚し、またその後再々婚する」、「夫の死後、息子・娘を連れて再婚する」。離婚は「夫の家が貧乏なので、兄が離婚させる」、「夫によって売り渡される」、「夫婦仲が悪く離婚、のち再婚する」、「妻が離婚を要求、官が承認する」、「嫁が舅に仕えないので、官が離婚を承認する」、「子無しなどの理由で離婚される」、「胥吏と姦通して離婚させられる」など、再婚も離婚も理由は様々であり、ここには庶民の女性のしたたかな生き様が描かれている。

宋代の既婚女性墓誌銘からは、「男は外、女は内」という父権や夫権のもとに隷属してきた従来の儒教的道徳観念に従属した女性像とは異なる像が、少数ではあるが浮かび上がってきた。北宋の王令夫人呉氏のように、社会参加をして郷村の水利工事に尽した女性がいたことは特記に値する。墓誌銘に載る既婚女性の殆どは士大夫の夫人であり、幼少のころから教育を受けてきた。婦となり母となった後は、自分の才覚で家を守り、子供の教育にも尽力したのである。

さらに寡婦となり守節を通した女性は、婦としての道・母としての道を遵守した。夫亡き後も舅姑に仕え、家族と睦み、宗族と和し、さらに子供の教育に当たるなど、士大夫の妻としての責任を果たしている。言い換えれば守節を通した女性は夫の役割も果たしているのである。夫婦の立場を表すときに用いられる「男は日、女は月」「男は天、女は地」は、

宇宙の原則から夫婦は一体であることをいっている。「男は外、女は内」は一体の夫婦の役割を表している。墓誌銘に載る女性も夫が生存中は、「月」および「地」としての存在であった。しかし夫亡きあと守節を通す女性は、「日」であり「天」であり「外」であると言えるような生き方をしている。墓誌銘の記述によると1038人の女性の多くは儒教の教え通りに生きているが、妻となり母となつて困難がふりかかると、持てる能力を発揮する。嫁入りの持参品を処分するなどして家計を維持している。

宋代は、それまでの門閥貴族による武人政治が終わり、科挙に及第した一般人による文人政治が確立した。農民でも商人でも科挙に及第さえすれば官僚になることができた。ただし科挙に及第するためには、熾烈な受験勉強をしなければならなかった。士大夫層の子弟は科挙に及第することが家を繁栄させる最大の道であったため、士大夫の夫人たちは、子供を科挙に及第させるという役目も担っていたのである。

歴史の表舞台には現れないが、陰で夫や子を支えた宋代女性のこのような見事な生き方が、墓誌銘からは垣間見ることができるのである。

注

- ① 陳東原『中國婦女生活史』（臺一版）（商務印書館 1927年）
- 陳東原著・村田孜郎訳『支那女性生活史』（大東出版社 1941年）
- ② 張邦煒「宋代婦女的再嫁問題和社会地位」（『中國婦女史論集三集』稻郷出版社 1993年）
- ③ 大澤正昭『唐宋時代の家族・婚姻・女性』（明石書店 2005年）
- ④ 野村鮎子「唐代亡妻墓誌銘考」（『學林』第28・29號 中國藝文研究会 1998年）
- ⑤ 宋史提要編纂協力委員會『宋人傳記索引』（東洋文庫 1968年）
- ⑥ 久田麻美子「墓誌銘の成立過程について」（大阪市立大学中国文学会「中

国志』大有号 1997年）

⑦ 注①参照

- ⑧ 劉紀華『中國婦女史論集 四集』（稻郷出版社 1995年）
- 陳顧遠『中國婚姻史』民族、民間文學影印資料 上海文藝出版社 1936年

- 陳顧遠著・藤澤衛彦訳『支那婚姻史』（大東出版社 1941年）
- 顧鑒、顧鳴塘『中国歴代婚姻与家庭』（商務印書館 1996年）
- 蘇冰、魏林『中國婚姻史』（文律出版社 1994年）
- 汪玢玲『中国婚姻史』（上海人民出版社 2001年）
- 徐吉軍、方建新、方建、呂風棠『中国風俗通史宋代卷』（上海文芸出版社 2001年）

- 鮑家麟『中國婦女史論集 五集』（稻郷出版社 1993年）
- ⑨ 徐秉愉『中國婦女史論集 續集』（稻郷出版社 1993年）
- 陶晉生『北宋士族—家族・婚姻・生活』（中央研究院歷史語言研究所 2001年）

- ⑩ 江寶叙「考驗貞潔—之故事類型與貞節觀念之演變」（『中國婦女史論集 五集二』（稻郷出版社 1993年）

- ⑪ 湯淺幸孫『中國倫理思想の研究』（同朋舎出版 1981年）
- 末次玲子「女子 理念と現実」（『中国思想文化事典』東京大学出版局 2001年）

秦玲子『アジア女性史比較の試み』（明石書店 1977年）

- ⑫ 小島毅「婚礼廟見考」（『中国の伝統社会と家族—柳田節子先生古希記念』汲古書院 1993年）

仁井田陞『中國身分法史』（東京大學出版会 1983年）

滋賀秀三『中国家族法の原理』（創文社 1967年）

- ⑬ 徐鉉撰『徐公文集』卷三十 汝南縣太君周氏夫人墓誌銘 開寶9年（976）卒48歳

楊億撰『武夷新集』卷八 劉氏太夫人天水縣太君趙氏墓碣銘 景德2年

（1005）卒86歳

歐陽脩撰『歐陽文忠公集』卷六十二 漳南縣君張氏墓誌銘 景德3年（1006）卒37歳

- 曾鞏撰『元豊類藁』卷四十五 試秘書省校書郎李君妻太原王氏墓誌銘
大中祥符3年(1010) 卒80歳
- ⑭ 夏家善主編・王宗志注釈『温公家範』卷三「父母―父」(天津古籍出版社 1995年)
- ⑮ 袁采撰『袁氏世範』卷一「再娶立擇賢婦」(藝文印書館 1964) 1966年)
- ⑯ 全漢昇「宋代女子職業與生計 實業方面」(『中國婦女史論集』稻郷出版社 1979年)
- ⑰ 田嶋美喜「宋代の小農経営における女性労働」(『論集中国女性史』吉川弘文館 1999年)
- ⑱ 本田治「北宋時代の唐州における水利開発」(『立命館東洋史學』第28號 2005年)でもこの墓誌銘を取り上げている。
- ⑲ 陶希聖著『婚姻與家族』(1934年 上海書店1991年)
- ⑳ 陶希聖著・天野元之助譯補『支那の於ける婚姻及び家族史』(生活社 1939年)
- ㉑ 注⑫参照
- ㉒ 注⑧参照
- ㉓ 注②参照
- ㉔ 吉川幸次郎著『宋詩概説』(中国詩人撰集二集 第一卷) 岩波書店 1962年
- ㉕ 注⑫参照
- ㉖ 司馬光『温公書儀』卷四「居家雜儀」(芸文印書館 1964) 1966年)
- ㉗ 張紹勛著・高津孝訳『中国の書物と印刷』(日本エディタースクール出版部 1999年)
- ㉘ オルガ・ラング著、小川修訳『中国の家族と社會Ⅰ』(岩波書店 1953年)
- ㉙ 注⑧参照
- ㉚ 注⑧参照
- ㉛ 注③参照

(本学大学院博士後期課程)

参考	10	参考	11	12	13	14	15	16	17	18	19
参考	『範忠宣集』卷十五 内殿承制閤門祇候衛君	楊時(1053~1135)撰 『龜山集』卷三十四 孫龍圖(諱)游氏に再嫁した。	孫諤の父・迪が亡くなった。母の黄氏は王龜年が幼い時、父が亡くなった。母は龜年を連れて高氏に再嫁した。	周必大(1126~1204)撰 『文忠集』卷二十 資政殿學士戸部侍郎文正公	範祖禹(1041~1093)撰 『範大史集』卷三十九 朝請郎致仕張公	孫觀(1081~1169)撰 『鴻慶居士集』卷三十四 右中奉大夫直秘閣致仕朱公	陸游(1125~1209)撰 『渭南集』卷三十四 尚書王公(佐)	周必大(1126~1204)撰 『文忠集』卷三十三 靖州太守李君發	周必大(1126~1204)撰 『文忠集』卷三十七 皇從姪筠州團練使安陸侯	周必大(1126~1204)撰 『文忠集』卷六十二 中大夫贈特進蔡公(周樞)	参考
参考	衛君が幼少のとき、父の密が亡くなった。母は衛君を連れて吳氏に嫁した。	孫諤の父・迪が亡くなった。母の黄氏は游氏に再嫁した。	王龜年が幼い時、父が亡くなった。母は龜年を連れて高氏に再嫁した。	範仲淹が二歳の時、父が亡くなった。母は貧しいうえに頼るところもなく、長山の朱氏に再嫁した。	張公には女が六人いた。次女は初め將作監主簿・皇甫偁に嫁した。再び衛尉寺丞・馬鼎に嫁した。	朱彦美には女が四人いた。次女は右從事郎・莫侶に嫁いだ。 莫侶が亡くなり、右修職郎・洪時に再嫁した。	王佐には女が四人いた。長女は温州平陽縣主簿・梁叔括に嫁した。叔括が亡くなった。長女は提舉湖北路常平茶鹽・張孝曾に再嫁した。	李發には女が一人いた。右朝奉郎知邕州・葛永慶に嫁した。 再び奉議郎前知南安軍南康縣・彭邦光に嫁した。	趙宗訥には女が八人いた。長女は右侍禁・蔚世庸に嫁した。 のち右侍禁・郭昭簡に再嫁した。	周樞には女が二人いた。長女は張調に嫁した。再び文林郎福州録事參軍・兪世昌に嫁いだ。	参考

参考	20	参考	21	22	23	24	25	26
参考	周必大(1126~1204)撰 『文忠集』卷六十七 敷文閣學士宣奉大夫贈特進汪公	周必大(1126~1204)撰 『文忠集』卷六十八 左中奉大夫敷文閣待制特進林公(保)	周必大(1126~1204)撰 『文忠集』卷六十九 資政殿學士中大夫參知政事太師李文敏公(邴)	周必大(1126~1204)撰 『文忠集』卷七十七 朝議大夫賜紫金魚袋王君(鎮)	楊萬里(1127~1206)撰 『誠齋集』卷一百二十三 丞相太保魏國正獻陳公(俊卿)	朱熹(1130~1200)撰 『晦庵集』卷九十六 少師觀文殿大學士致仕魏國公贈太師諡正獻陳公	呂祖謙(1137~1181)撰 『東萊集』卷九 朝散潘公(好古)	参考
参考	汪大猷には女が四人いたが、三人は早世した。残った一人は奉議郎知福州永福縣・樓鏞に嫁いだ。再び脩武郎東南第六副將・趙善琮に嫁した。	林保には女が七人いた。三女は宣教郎・史純臣に嫁したが、純臣が早世した。迪功郎主湖州武康簿・吳曦に再嫁した。	李邴には女が五人いた。次女と五女の二人は再嫁した。次女は左迪功郎・趙如川に嫁したが、朝請郎・臯子闔に再嫁した。五女は迪功郎・馬諒に嫁いだ。再び迪功郎・傅伸に嫁した。	王鎮は女四人のうち三女と四女を再嫁させた。三女は刑鏗に嫁いだが刑鏗が亡くなり、胡文定公の孫の荊に再嫁した。四女は謝壽孫に嫁いだ。謝壽孫が亡くなり曾之謹に再嫁した。	陳俊卿には四人の女がいた。次女は著作佐郎・鄭鑑に嫁した。 鄭鑑が亡くなった。次女は太常少卿・羅點に再嫁した。	24と同じ	潘好古には四人の女がいた。長女は右承奉郎兩浙東路安撫司主管機宜文字・湯玘に嫁いだ。再び右通直郎新知太平州蕪湖縣・蘇誦に嫁した。	参考

27	参考 葉適(1150~1223)撰 『水心集』卷十五 翁誠之(翁忱)	翁忱には女が三人いた。次女は文林郎嚴州分水縣令・馮遇に嫁した。馮遇が亡くなった。再び進士・何某に嫁した。
28	参考 葉適(1150~1223)撰 『水心集』卷十五 華文閣待制知廬州錢公(錢望)	錢望には女が一人いた。女は先に戎・知剛に嫁した。再び某官に嫁いだ。
29	参考 劉宰(1166~1239)撰 『漫塘集』卷三十一 趙訓武(崇悉)	趙崇悉は太宗皇帝の九世孫にあたる。三人の女のなかで、長女は諸葛鑑に嫁いだ。再度、貢士・範燮に嫁した。
30	参考 魏了翁(1178~1237)撰 『鶴山集』七十五 宣教郎致仕宋君(祁仲)	宋祁仲には二人の女がいた。長女は忠翊郎監潭州南獄廟・趙時剪に嫁した。趙時剪が亡くなり、史良能に再嫁した。
31	参考 魏了翁(1178~1237)撰 『鶴山集』八十 孫和卿(調)	孫調には二人の女がいた。長女は郭德彰に嫁した。再び黄復に嫁いだ。
32	参考 魏了翁(1178~1237)撰 『鶴山集』八十二 迪功郎致仕程君(南金)	程南金には女が一人いた。初めは史德麟に嫁した。再び杜嗣賢に嫁いだ。
33	参考 魏了翁(1178~1237)撰 『鶴山集』八十四 知富順監致仕家侯炎	家炎には二人の女がいた。次女は従事郎邛州大邑縣丞・虞珏に嫁した。虞珏が亡くなった。再び宣教郎新知成都府新繁縣・李温に嫁いだ。
34	参考 劉克莊(1187~1269)撰 『後村集』卷一百五十六 林経畧(朝散大夫直秘閣林公)	林行知には三人の女がいた。長女は承直郎鎮南軍節度推官・洪搏に嫁した。再び宣教郎大理評事・任永年に嫁した。

(注) 22、23は女二人を再嫁させている。

(別表2) 守節

表中の二重線は「自活」、波線は「教育」、一重線は「再婚拒否」、点線は「子供」に関する記述

8	北宋 徐鉉(917~992)撰 『徐公集』卷三十 汝南縣太君周氏(976)	夫が早世した。四人の子は皆な幼く、夫人は子供を養育し、みずから経書及び外伝・孝教・論語を教えた。
9	李觀(1009~1059)撰 『直講集』卷三十一 先夫人(1051)	李觀は十四歳で父親を亡くした。このとき家は非常に困窮していたので、母親の鄭氏は城から百里も離れた山中に水田を作るため、小作人を募集し山の荒地を開墾した。日中は農事の監督を、夜は裁縫や紡績など女功の仕事をしながら家計を維持し、息子の李觀に勉強をさせた。
10	文同(1018~1079)撰 『丹淵集』卷四十 文安縣君劉氏(1072)	夫が亡くなった。子供を携え地元の成都に帰ったが、住むところがないため家を借り、近所の子供を集めて塾を開き、十年間教師の仕事をしてその収入で家計を支えた。夫人は清らかな風格を家風にし、貧苦でも心を潔白にし、子供に昼も夜も勉強をさせた。
11	文同撰 『丹淵集』卷四十 壽昌縣太君何氏(1075)	夫が帰らぬ人となった。夫人は弟の右贊善大夫絳の家の一室で、静かにひっそりと暮らした。日夜子供に書物を読む、文字を書くことを教え、長じては師について詩文や文章を学ばせた。子供は嘉祐某年の進士に及第。これも夫人の訓導の力と評価された。

18	17	16	15	14	13	12
王珪撰『華陽集』卷五十三 丹陽郡王夫人任城郡夫人魏氏	王珪撰『華陽集』卷五十一 丹陽夫人李氏(1058)	王珪撰『華陽集』卷五十三 壽安縣君太君呂氏(1059)	王珪(1019~1085)撰 『華陽集』卷五十五 望都縣太君倪氏(不明)	曾鞏(1019~1083)撰 『元豐集』卷四十五 天長縣君黃氏(1067)	陳襄撰 『古靈集』卷二十 秦國太夫人竇氏(1070)	陳襄(1018~1079)撰 『古靈集』卷二十 夫人吳氏(1070)
夫が亡くなった後の二十年間、夫人は簡素な生活をした。諸子は母の訓を守った。	夫が并州で亡くなった。夫人は毘陵に住し、子供に家事などをさせず、ひたすら勉強に専念させた。	不幸にして少卿(夫)が早世した。夫人は三十歳過ぎであった。自ら廣陵で喪に服した後、子供を連れて伯父のもとに身を寄せた。自分の寶石を手放して、書籍を購入し、自ら子供に勉強を教えた。	夫が任期中に亡くなった。倪氏は幼い子供三人と宣城に寄居した。日夜子供たちを教育し、将来出世できることを期待した。次子の府君逖は兒童の時から秀でていて、詩作に堪能であった。	夫の死後、夫人は其力を盡くし、飲食衣服を治め、喪に服した。夫の意志を継ぎ子供は就学した。夫人は毎夜子供が勉強する傍らで糸を紡いでいた。後に子供は文学で天下に名を成した。	令公(夫)が亡くなった。夫人は子供に朝早くから夜晩くまで勉強させ、正言と善行を教えた。故に孟母と比べられた。子供は進士に及第し、後に丞相集賢殿大學士に、女は屯田郎中に嫁した。	夫人が三十七歳のとき大理君(夫)が亡くなった。家は益々困窮し、諸子はまつわりついた。夫人は苦境と戦い粗食に甘んじ、子供に勉強させた。二人とも学問を好み、其の後同時に進士になった。

23	22	21	20	19
王安石撰 『臨川集』卷九十九 永安縣太君蔣氏(1054)	王安石(1021~1086)撰 『臨川集』卷九十 鄱陽李夫人(1060)	蘇頌(1020~1101)撰 『蘇魏公文集』卷六十二 壽昌太君陳氏(1089)	王珪撰『華陽集』卷五十七 辜氏(1070)	王珪撰『華陽集』卷五十五 永壽郡太君朱氏(1066)
兵部君(夫)が没した。太君は諸子に学問をすすめるため、悪衣悪食の貧しい生活に耐えた。嫡子も庶子も均一にいつくしみ鳩鳩の徳があった。子供は高い官職に就き、里巷の士は太君の榮とした。	李氏は一男二女を生んだ。長女の夫は早世したが、再婚せずに姑によく仕え、孝婦の名声が広まった。州の士大夫が皆言うには「母の教育がよいからである。娘が良いのは母の力による。」と、守節の娘を育てた李氏が評価された。	正議(夫)が没した。子供は成人しておらず家は貧しかった。睢陽の親族から帰るようにとの招きを断った。夫人は自ら紡績をしながら自給自足の生活をした。子供には経史・文章・法書及び近代の名臣の善言を教えた。その後三人の子は進士に及第した。	先人(夫)は進士に及第せずに没した。夫人は日夜、諸子に読書を教えた。試験に堕ちた先人(父)の遺志は、十余年の後に始めてかない長男の愈充は進士に及第し、著作佐郎知司農寺丞事となった。	夫が亡くなった後、夫人は子供を連れて鄂州に住んだ。自ら子供に書を読むことを教えた。子供は皇祐元年、天子の親試に及第。進士となり文章を以て天下第一となる。帰郷すると里巷の人々は歓呼した。夫人は独り動じなかった。後に翰林學士となった。

24	王安石撰 『臨川集』卷九十九 仙居縣太君魏氏(1050)	嫁いで十年、二人の子が生まれたが沈君(夫)は廣徳軍判官で没した。太君は自分が親しんできた詩経・論語・孝経を二人の子に教えた。二人の子供は就学する時には、すでに詩経・論語・孝経の三種の古典が暗唱できた。
25	王安石(1021~1086)撰 『臨川集』卷一百 永嘉縣君陳氏(1065)	陳氏は夫が亡くなったとき家は貧しかった。有力者からの求婚を断り、守節の意思を表明した。
26	王安石撰 『臨川集』卷一百 壽安縣太君李氏(1066)	夫人は二十二歳で三男一女を生んだが寡婦となった。節を守り嫁がずにいた。父母は李氏を奪おうとしたが得ることはできなかった。後に息子は官途に就き娘も士大夫に嫁し、郷人に称えられた。
27	沈括(1029~1093)撰 『長興集』卷十八 壽安縣君林氏(1084)	夫が若くして亡くなった。夫人はいろいろな書物を読みその説を誦し、子供たちにもその説を誦することを勧めた。子供たちは学力をつけ後に皆な進士から補吏となり、郷人の榮譽となった。
28	王令(1032~1072)撰 『廣陵集』附録 節婦夫人呉氏(1093)	夫が病死。呉氏は二十五歳にして遺腹の女兒を連れ、唐州の母兄に帰往した。兄からの再婚話を断り守節を選んだ。別墅に屏居し、悪衣悪職に耐えた。唐州は曠土多く蓄墾し廢陂を治めるため、陂旁にある兄の田が肥沃なことを示し慨然と衆を率いた。曠土は壤膏腴と化し民は秬稻を飽食できた。呉氏は州から絹・米を賜った。
29	范祖禹(1041~1098)撰 『范太史集』卷四十五 右監門衛大將軍妻長安縣君蔚氏(1087)	夫の河内侯が亡くなり、蔚氏は子供たちに専ら経史を教えた。

30	范祖禹撰 『范太史集』卷四十七 贈華洲觀察使華陰侯永安縣君陳氏(1092)	夫人が嫁いで六年後に夫は卒した(二十二歳で嫁ぎ二十八歳で寡婦となる)。夫人は窮乏生活にも憂えず十七年間にわたり子供を教育し、長男は左班殿直となった。夫人は見識があると称えられた。
31	范祖禹撰 『范太史集』卷四十九 曹洲觀察使妻安康縣君王氏(1093)	夫が病没した。夫人は悲しみ病気になる。男五人、女三人の子供等を戒めてして言うには、「幼くとも勉学に励み身を修め、先王の教えを守ること。」子供等は慎んで其の教えに従った。夫人は十余年間、嫠居で暮らした。男子五人は右千衛將軍・内殿崇班・左班殿直・右班殿直になり、女子三人は三班奉職に嫁した。
32	范祖禹撰 『范太史集』卷五十一 右屯衛大將軍妻吉安縣君楊氏(1090)	夫が早世したとき楊氏は二十歳であった。母親が孀婦を憐れんで再婚をすすめたがそれを断り、飾りのない質素な暮らしをした。早起きし一室を潔め香を焚き仏書を誦し、昼も夜も子供に教育に専念し、少しでも怠ると厳しく教え導いた。
33	范祖禹(1041~1098)撰 『范太史集』卷五十一 右屯衛大將軍妻吉安縣君楊氏(1090)	屯衛(夫)早世、夫人は二十歳の始めであった。母は孀居を不憫に思い嫁がせようとした。夫人は泣いて許さなかった。母は守節を憐れんだが強制はしなかった。
34	范祖禹撰 『范太史集』卷四十五 華洲觀察使妻永福縣君郭氏(1090)	郭氏は二十歳で華洲觀察使・仲寂に嫁いだ。五年後に夫が没した。其の後、二十年間孀居を通し男子五人、女子五人を育てた。男子は右監門衛大將軍、右監門率、府率、右侍禁の官に就き、女子は左侍禁、節度推官、左班殿直、承務郎に嫁がせた。

35	黄庭堅(1045~1105)撰 『山谷外集』卷九 南陽黄府君夫人温氏(1083)	夫が四十二歳で没した。夫人は子供を携えて郷里に帰り、苦難の四十年を過ごした。男四人のうち一人は承務郎に、女二人は通直郎と将作監主簿に嫁した。孫十数人は宣徳郎や知縣になった。
36	畢仲游(1047~1121)撰 『西臺集』卷十四 清源王太君宋氏(1107)	夫人は十六歳で嫁ぎ二十二歳で寡婦となり実家に戻った。季父の清臣が嫁にと欲したが断った。
37	畢仲游撰 『西臺集』卷十四 田孺人(1113)	夫の郭守度が没し、孺人二十七歳まで夫の喪に服した。父母は実家に戻して再嫁を欲したが、孺人は守節を通し許さなかつた。
38	劉弇(1048~1102)撰 『龍雲集』附録 周夫人(1088)	夫が亡くなった。夫人は四十余歳であつた。金錢を惜しまず書籍を購入し、子供の勉強に役立てた。地元廬陵でも子供を勉強に勤めましたこととで名高い歐陽文忠公の母(注)と併称し称えられた。
39	晁補之(1053~1110)撰 『雞肋集』卷六十五 穆氏(1095)	夫は二十八歳で亡くなった。男子の敏修は六歳であつた。夫人は日夜勉強に励ませた。敏修は遂に学問を好み、称えられて四方の游士や豪傑が表敬に訪れた。
40	晁補之撰 『雞肋集』卷六十六 羅氏(1088)	嫁いで四年、一子が生まれたが李君(夫)が亡くなった。母が夫人を憐れに思い再婚をすすめたが、夫人は拒んだ。李君には前妻苗氏との間に男女八人の子供が居た。李君が亡くなったときはまだ幼く、夫人は自ら養育し、異母であることを人は知らなかつた。

41	張耒(1054~1114)撰 『柯山集』卷五十 李夫人墓誌(1089)	夫が没した。夫人は一男と柩を抱え喪を行うため京師へ還るため舟に乗った。舟が破損し舟人は舟を捨てた。夫人は毅然として舟人に官府に鞭罰を与えるよう訴えると言ひ、艱危しつつ数千里を旅した。寡婦が無事に還つたことを知る者は其の才に感嘆した。
42	晁説之(1059~1129)撰 『嵩山集』卷二十 崇徳縣太君王氏(不明)	夫が亡くなり夫人は舒州の実家に戻つた。夫人の季父である淮南轉運使の擧元が夫人を嫁に欲した。夫人は身を飾ることができなくても、食事が一日一飯でもよいから、死すとも嫌だと断つた。
43	鄒浩撰(1060~1111) 『道郷集』卷三十七 徳興縣君曾氏(1108)	夫が亡くなった。周囲に身を置く所がなく、子供たちを連れて仲兄を頼り、慈しみ教え導いた。男子は科擧の試験に及第し、女子は良縁を得た。男子は皆学問をもつて名を成し著名人となった。
44	陳師道(1060~1111)撰 『後山集』卷十六 李夫人(1091)	康州(夫)が亡くなった。子供は稚なく貧しかった。夫人は喪に服した後、豫章に還り遺子を就学させ勉強に勤しめた。後に其の子・黄庭堅は集賢校理佐著作となり名を成した。
45	劉跂(不明)撰『学易集』卷八 夫人李氏(1111)	居士(夫)没。夫人は自力で家を守り節を通し、貧しいなか励んで子供に学問を受けさせた。男子二人は進士に擧がった。
46	李昭玘(不明)撰『樂静集』卷三十 壽安縣君卞氏(1087)	寡婦となり困窮した。家の四方で耕作と養蚕に励み、勤儉な暮らしをし、親に仕え祭祀を守り、子供を善教し、艱難を克服した。

47	陸佃（不明）撰 『陶山集』卷十五 長壽縣太君陳氏（1087）	良人の徐氏はおとろえ且つ貧しく、また不幸にも早世した。男児五人女児二人が委ねられた。夫人は節を守り子供を養育した。苦節十余年、男子は進士に及第し朝奉郎、奉議郎の官に就いた。
48	清黄本驥（清人）撰 『古誌石華』卷二十八 夫人朱氏（1103）	夫が亡くなった。このとき子供はまだ幼く、夫人の兄に教育を依頼した。成人した後、兄は路の仕事ができるようになってくれた。
南宋	孫觀（1081～1169）撰 『鴻慶居士文集』卷十四 胡夫人孫氏（1139）	夫三十九歳で病死。夫人は嫠居四十年、婦道を尽くし母として子供を慈しみ内外の族姻から賞賛された。
49	沈與求（1086～1137）撰 『龜谿集』卷十二 朱夫人（1128）	嫁いで十年経ち三人の男子がいた。藩侯（夫）が亡くなり夫人は盛年であった。喪に服した後、改嫁をすすめられた夫人は働絶したが、自ら二子を育てることを誓った。
50	張元幹（1091～？）撰 『蘆川歸來集』卷十 晉安黄夫人（1151）	夫が亡くなった。夫人はまだ四十歳前であった。夫人は夫の志を守り、嫁入り道具を売って子供に勉強させた。
51	張九成（1092～1159）撰 『横浦集』卷二十 陳氏考妣（1155）	太安人は三十歳を過ぎ寡居になった。太安人は獨りで家のことを一切まかない、艱難を乗り越え諸子を就学させた。寒暑に拘わらず懈ることなく勉学に励ませた。三人の男子は左朝散郎、左奉議郎、進士に、女子五人は左奉議郎ほかみな進士に嫁した。
52		

53	胡銓（1098～1156）撰 『胡澹庵先生文集』二十四 易氏夫人（1175）	夫が没した。有力者が生計を見ると強要したが夫人は断った。夫人は諸子と呼んで戒め諭すには「汝の父は陰徳を積んでいる。後には必ず榮える。私は嫁入り道具を売り汝らの教育に役立てる。先君の志を継ぎ詩書で家を起し貧しくても憂うことはない」と。
54	李石（1108～？）撰 『方舟集』卷十七 龐氏母（1169）	夫が蚤世した。以後二十三年間、未亡人として機織をし、周囲と睦み夫家の儒業は衰えることはなかった。一子は將仕郎、五女は左通直郎・忠訓郎・武翼郎及び進士に嫁した。
55	黄公度（1109～1156）撰 『知稼翁集』下 穎川太夫人卓氏行状（1150）	夫が早くに亡くなった。夫人は閉門し嫠居すること二十四年、諸子に命じて勉学を促した。晩年に次男は甲課に登第した。郷人は其の子の積学は夫人がよく教育したからであると言った。
56	方大琮（1118～1247）撰 『鐵菴集』卷三十五 判院方公孺人鄭氏（1202）	夫は僅か四十一歳で没した。この時子供たちは幼稚であった。夫人は幼い子供たちの養育に専念した。
57	楊萬里（1127～1206）撰 『誠齋集』卷一百二十六 浩齋先生劉公向夫人	先生（夫）卒。夫人は家の責任を一身に背負い、子供をはじめ家族七人の面倒を見た。夫人は生まれつき明るく楽しい性格で妯娌とも睦んだ。十二年後男子は進士に及第し、女子は承信郎の嫁した。
58	楊萬里（1127～1206）撰 『誠齋集』卷一百二十九 夫人李氏（1189）	季永（夫）は不幸にして早世。夫人は三十三歳であった。子供は幼かったが華侈に飾り立てることをせず質素な暮らしをすることを誓い子供を就学させた。後に男子は承事郎、修職郎になった。

<p>59 朱熹(1130~1200)撰 『朱熹集』卷九十一 夫人呂氏(1177)</p>	<p>60 張孝祥(1132~1170)撰 『于湖集』卷二十九 高侍郎夫人(不明)</p>	<p>61 舒璘(1136~1199)撰 『舒文靖集』卷上 汪母鄭氏墓誌(1190)</p>	<p>62 陳亮(1143~1194)撰 『龍川集』卷三十 凌夫人何氏(1131)</p>	<p>63 葉適(1150~1223)撰 『水心集』卷十三 太碩人臧氏(1187)</p>	<p>64 葉適撰『水心集』卷十四 楊夫人(1194)</p>
<p>夫人は孀婦となった。幼子を抱え、家を守り、祭祀を奉じ、上下の者とも睦み、内外ともに悪く言う者はいなかった。</p>	<p>夫が薨かったとき長子はまだ幼かった。長子は学問にすぐれ、志を高く持ち続け、名声を上げた。夫人が母として教えた賜物である。</p>	<p>夫が大学に遊学して十六年。太孺人は躬ら家政を切り盛りし礼も違わなかった。夫は禄が無く蚤世した。太孺人は子供の教育に勤め励んだ。</p>	<p>夫人が20歳のとき夫が亡くなった。夫人はそのとき妊娠していた。生まれしたのは男児で堅と名付けた。父母は再婚を望んだが、毅然として拒み、堅を育てることを誓い、守節を通じた。</p>	<p>夫の死後、子供は皆な幼いが夜は必ず書物を持たせ、傍らに従い「我、婦人なり、書の義を知る能わず。其の玩誦反復するを觀れば、清切にして寝ねざるは、学に於いて深きの驗なり」と言った。</p>	<p>夫が亡くなった。夫人は二十六歳であった。二子(豊・嶸)が稍や長じたので、房中の物を売りつくし小宅を買い、婦を雇い戸主となった。時に婺州に大儒の呂公(呂祖謙)有り聞き、夫人は二子に告げて言うには「爾、学成らざれば、歸するを庸いざるなり。」二子は前後して進士に及第し、皆の知ることとなった。豊は文で尤も名をなした。豊は従事郎に、嶸は奉議郎になった。</p>

<p>65 葉適撰『水心集』卷二十 虞夫人(1213)</p>	<p>66 葉適撰『水心集』卷二十一 夫人陳氏(1212)</p>	<p>67 葉適撰『水心集』卷二十二 太孺人唐氏(1214)</p>	<p>68 黃榦(1152~1221)撰 『勉齋集』卷三十八 郭夫人(1213)</p>	<p>69 黃榦撰『勉齋集』卷三十八 方夫人(1199)</p>
<p>夫の死後、子をより学問に向わせ、言うには「爾、未だ解けずとも、他を庸いて質すこと無かれ」と。</p>	<p>夫が急死した。穀物ので具合が悪く、田は枯れ果てた。しかし猶を力めて其の子に学を課すことを怠らなかつた。</p>	<p>臨海の王斐の母唐氏は寧海の農女であった。校書郎王夷中は清廉潔白な士だが甚だ貧しく、其の室の賈夫人は年老いてなお炊事洗濯をした。舅族がこれを憐れみ唐氏にさせた。唐氏は纔十二歳であつた。十六年後、斐が生まれた。三年後に夷仲・賈夫人とも相次いで没し、家は益々衰え兄弟で農耕に励んでも数斛にもならなかつた。唐氏の父母は嫁ぐようにと迫つた。唐氏は許さず「吾必ず自分から其の髪を断つ」と。この後、父母はなにも言わなくなつた。又三十年、斐は上舎に及第し、官吏となり、唐氏を迎えた。</p>	<p>夫人三十歳のとき夫が没した。子供は幼かつた。夫人は礼節を守り子供を訓導し勤儉を以て家を富ませた。夫人が賢だからこそ為せたことである。夫人は孀居四十八年にして七十九歳で没した。</p>	<p>夫人は二十六歳で夫を亡くした。姑にかえ夫の弟妹の世話も良くし、毅然として守節をとおした。</p>

70	孫應時(1154~1206)撰 『燭湖集』卷十二 莫府君夫人(1201)	夫人は二十六歳で莫府君に嫁いだ。夫は不幸にして早世。夫人は三十歳の始めであつた。粧いもせずひっそりと一子二女を守つた。礼法を訓え男子は就学させ、日夜紡織に励んだ。大族間では上下ともに夫人のことを悪く言う者は無かつた。夫が没した。夫人は夜には子供たちに讀書を課すことを懈らなかつた。子供は三人とも進士となつた。
71	劉宰(1166~1239)撰 『漫塘集』卷三十 澹軒先生艾公及其妻李氏(1226)	夫人は寡婦になつて二十年。舅は没し姑は老いたが初めて嫁いだ時のように礼を盡くした。長男が役人となつて赴任することになつたが、夫人は家を去らず、昼間は諸子に教え、夜は婦工をした。夫人が三十歳のとき朝議君(夫・趙望之)が卒した。夫人は躬ら艱苦にたえ子供を養育し、学問は名儒に托した。故に男子は二子ともに進士に及第し、長男は朝奉郎、次男は承議郎になつた。女の子五人は皆な賢士に嫁した。
72	陳宓(1171~1230)撰 『龍圖集』卷二十一 吳氏夫人(1228)	夫人が30歳を過ぎたとき夫が亡くなつた。男兒も女兒も幼稚で、族黨は再婚をすすめた。孺人は守節を通した。
73	葉夢得(不明)撰 『建康集』卷八 趙夫人慕容氏(1143)	孺人が30歳を過ぎたとき夫が亡くなつた。男兒も女兒も幼稚で、族黨は再婚をすすめた。孺人は守節を通した。
74	清・黄本驥撰 『古誌石華』卷二十八 趙孺人牟氏(1160)	嫁いで十二年、夫は病気で亡くなつた。孺人は艱難辛苦に耐えて家を守り、二人の子に読み書きを教えた。二人は立派に成長した。
75	清・張文虎撰 『閩中金石略』卷第十 宋宣教余公孺人張氏(1249)	

(注)歐陽文忠公の母『宋史』卷三百一十九 列伝第七十八 歐陽脩「四歳而孤、母鄭、守節自誓、親誨之学、家貧、至以接获画地学書、幼敏悟過人、讀書輒成、及冠、嶷然有声。」

(別表3) 読書をした女性と読まれた書物
北宋 60人

撰者 文集	墓誌銘	卒年	読まれた書物
文同『丹淵集』	文安縣君劉氏	48歳	左氏春秋
華陽縣君楊氏		79歳	五経(易経・書経・詩経・礼記・春秋)
張夫人		58歳	経史(経書と歴史書)
夫人周氏		26歳	図史(図書と史書)
曾鞏『元豊集』	夫人周氏	61歳	詩書(詩経・書経)、浮図書
王珪『王華陽』	京兆郡君宋氏	35歳	論語、孝経
王安禮『王魏公集』	趙宗旦妻賈氏	22歳	仏書
劉摯『忠肅集』	叔羈妻翁氏	61歳	仏書
程俱『北山小集』	仁壽趙夫人	67歳	孝経、論語
鄭俠『西塘集』	徳興縣君宋氏	29歳	詩書、義婦烈女伝記
沈遼『雲巢集』	謝夫人	83歳	浮屠書(浮図、仏教の書)
沈溝『西溪集』	夫人朱氏墓誌銘	73歳	浮屠書
孔武仲『宗伯集』	長壽縣太君魏氏	50歳	仏書、唐人歌詩
韓維『南陽集』	吳夫人	55歳	孝経、白氏、雜詩賦數百篇
范祖禹『范太史集』	太原縣君王氏	68歳	経史
	仁壽郡夫人李氏	83歳	経史、仏道書
	李莊公夫人葬錢氏	50歳	経史
	右監門衛大將軍妻	33歳	班大家女誡
	長安縣君蔚氏	32歳	詩書
	右監門衛大將軍妻	21歳	浮屠書
	崇安縣君石氏	29歳	書史(経史と史書)
	右千牛衛將軍妻永		
	和縣君張氏		
	承議郎妻徳安縣君		
	宋氏		
	右監門衛大將軍貴州		
	刺史妻永興縣君程氏		

范祖禹『范太史集』	右千牛衛將軍妻崇仁縣君高氏	30歲	儒書
左侍禁妻范氏	23歲	書史	
右千牛衛將軍妻李氏	21歲	書史	
康州團練使妻安平縣君江氏	36歲	書史	
右監門衛大將軍妻仁和縣君曹氏	19歲	儒書	
仁壽縣太君魏氏	80歲	書史	
長安縣君祝氏	68歲	書史	
比部杜君夫人崔氏	72歲	經史、書史	
汝南縣太君周氏	48歲	經書、孝經、論語、外傳(國語、春秋外傳の略)	
晁補之『晁雞肋集』	文安郡君陳氏	56歲	白居易詩
穆氏墓誌銘	不明	書史	
汪藻『浮溪集』	吳夫人	77歲	詩書
安人王氏	74歲	書史	
陸佃『陶山集』	壽安縣君張氏	67歲	西方之書
劉攽『彭城集』	聶夫人	不明	書史
永安縣君張氏	57歲	書史	
宋祁『景文集』	隴西郡君李氏	53歲	孝經、古詩(唐代の近体詩に對して隋以前の詩)
錢夫人	47歲	書史	
楊傑『無爲集』	崇德縣太君王氏	84歲	經史、積老(釈迦と老子)陰陽卜筮之書
晁說之『嵩山集』	文安縣子碩人范氏	64歲	論語
鄒浩『道卿集』	壽昌縣太君巖氏	72歲	陶淵明、白樂天
張方平『樂全集』	徐國太夫人	56歲	貝葉書(仏教の經典。インドに産する多羅樹の葉、厚くて硬い。インドで仏教の經文を針で書いた)
陳襄『古靈集』	崇國太夫人符氏	57歲	漢唐史

墓誌銘より見たる宋代女性像

歐陽脩『歐陽集』	雍國太夫人馮氏	67歲	浮屠書
歐陽脩『歐陽集』	右監門衛將軍夫人東陽縣君鄭氏	19歲	浮屠書
右監門衛將軍夫人武昌縣君郭氏	33歲	書史	
蔡襄『端明集』	瑞昌縣君孫氏	67歲	浮屠書
王安石『臨川集』	李君夫人盛氏	不明	易經、論語、孝經、諸子之書
仙居縣太君魏氏	64歲	詩經、論語、孝經	
外祖母黃夫人	72歲	書史	
蘇舜欽『蘇學士』	廣陵郡太君高氏	81歲	詩書(詩經・書經)
蘇頌『蘇魏公』	壽昌太君陳氏	74歲	經史
黃庶『伐檀集』	徐君處士妻周氏	49歲	女誡
黃本驥『古誌石華』	仁壽縣君蘇氏	不明	詩書、黃老之書
陸增祥『八瓊金』	安平縣君崔氏	69歲	書史
鍾離景伯『金石攷』	安康郡君楊夫人	49歲	經史
蕭稷『藝文志』	崇德縣太君段氏	62歲	竺典(仏教の經典)
鄭獬『鄆溪集』	職方郎中鮑公夫人陳氏	74歲	浮屠書
韋驥撰『錢塘集』	德清縣君胡氏	不明	書史
南宋 60人	夫人員氏	48歲	詩書(詩經・書經)
員興宗『九華集』	田氏	97歲	六經(易經・書經・詩經・禮記・春秋・樂經)、書、子史(諸子の書と歴史書)
李石『方舟集』	故宜人薛氏	61歲	女訓書、經傳(聖人の著述した書と賢人の著述した書)子史(諸子の書と歴史書)、樂天、東坡
袁氏	56歲	詩書、書史	
蔡氏母	79歲	詩書	
杜氏太孺人	66歲	書史	

二〇一

葉適『水心集』	孟夫人(仲氏)	52歲	周召南詩
虞夫人		77歲	詩書
洪咨夔『平齋集』	孺人吳氏	59歲	外伝、孝経、論語
王十朋『王忠文』	劉母徐夫人	60歲	列女伝
	喻母石夫人墓表	82歲	書史
朱熹『朱文公』	建安郡夫人游氏	56歲	班昭女誡
	潘氏婦(王氏)	33歲	論語、大学、中庸、孟子
	宜人黃氏	不明	仏書
周必大『周益國』	程給事母胡氏	75歲	釈氏書(仏書)
	太恭人司徒氏	85歲	儒釈書(儒教と仏教の書)
	先夫人王氏	37歲	経史
度正『性善堂』	郭安人墓誌	94歲	仏書
曹彦約『昌谷集』	蕭孺人黃氏	71歲	両蔵経(大蔵経の略)
韓元吉『南澗稿』	安人張氏	39歲	仏書
	安人盧氏	64歲	詩書
	太宜人毛氏	58歲	詩書
	沈氏考妣(吳氏)	59歲	孝経、論語
劉克莊『後村集』	孺人鄭氏	51歲	経伝、釈老諸書
	陳孺人	46歲	儒釈書
	阮安人	82歲	凶史
	魏國太夫人林氏	88歲	凶史、班馬二書(班固と司馬遷)
	夫人宗氏	84歲	内則
	雪觀居士(顧氏)	53歲	百家伝記、老仏之書
	趙孺人	53歲	凶史
	周夫人	86歲	凶史
劉一止『苕溪集』	恩平郡夫人劉氏	63歲	周南之詩(詩経、国風の編名)
	高氏	77歲	六経
范浚『香溪集』	右通直郎范公夫人	71歲	仏書
章氏		74歲	孟子、諸経
黄榦『勉齋集』	太安人林氏行状		

姚勉『雪坡集』	梅莊夫人(鄒氏)	不明	孝経、論語、孟子
袁燮『絜齋集』	譚氏孺人	46歲	書史、袁氏世範
	何夫人宣氏	77歲	論語、孟子
黄仲元『黄四如』	太孺人林氏	77歲	歐陽氏母家訓『瀧岡阡表』
周孚『鉛刀編』	徐氏	68歲	金剛觀音兩経
劉宰『漫塘集』	故孺人項氏	37歲	内則、女誡、列女伝、資治通鑑、韓柳歐蘇諸詩(韓愈・劉宗元・歐陽脩・蘇洵・蘇軾・蘇轍・曾鞏・王安石)
袁甫『蒙齋集』	縣尉楊君太孺人何氏	76歲	孝経、論語、孟子、詩経、書経、左氏伝、内則、女誡
楊萬里『誠齋集』	林府君周夫人	82歲	経史
	太孺人劉氏	86歲	孝経、論語、孟子
	夫人劉氏	59歲	孝経、内則、劉向列女伝
	夫人張氏	51歲	孝経、女訓書
	太宜人蕭氏	87歲	詩礼(詩経・礼記)
王庭珪『廬溪集』	段夫人	84歲	六経、国語
	彭夫人	58歲	書伝
	王氏夫人	77歲	詩礼、論語
	羅無競妻朱氏	72歲	孝経、女訓書
劉才邵『櫟溪集』	楊國夫人趙氏	44歲	詩書
孫觀『鴻慶集』	趙謙仲妻李氏	51歲	仏書
胡銓『澹庵文集』	孺人曾氏行状	77歲	仏書
	兪淑人孺人鄭氏	57歲	孟莊諸子
洪适『盤州集』	妣太安人林氏	75歲	女誡
方大琮『鐵菴集』	顧夫人	不明	五経、論語、孟子
魏了翁『鶴山集』	王氏夫人	79歲	浮屠書、老子
陳宓『龍圖集』	蜀郡夫人黃氏	69歲	袁氏世範
楊簡『慈湖遺書』	宋母墓銘(王氏)	74歲	詩礼、史伝

墓誌銘より見たる宋代女性像

30代末までに歿した人52人（南宋489人中、卒年齢判明441人、不明48人）

計	100	90	80	70	60	50	40	30	20	10	年代
41		2	9	9	7	6	2	4	2		0
39		2	6	10	4	11	3	2	1		1
28		3	7	7	2	5	3		1		2
34		1	3	7	12	6	1	4			3
55		3	14	9	12	7	2	5	3		4
49		1	7	15	8	13	3	2			5
46	1		9	13	7	9	3	4			6
45			4	12	9	5	4	5	5	1	7
48			2	18	11	9	4	3	1		8
56			1	14	13	13	6	6	3		9
441	1	12	62	114	85	84	31	35	16	1	計

南宋卒年齢

30代末までに歿した人は168人（北宋549人中、卒年齢判明514人、不明35人）

計	90	80	70	60	50	40	30	20	10	年代
43	1	7	11	6	9		5	4		0
41		5	5	6	5	3	6	11		1
61	2	7	18	6	5	5	7	11		2
47		7	7	3	6	9	6	9		3
48		5	10	6	6	8	5	8		4
45		3	9	6	5	7	7	8		5
44		4	8	8	7	1	5	9	2	6
60		2	15	10	10	3	9	8	3	7
61		2	6	16	8	6	5	9	9	8
64		3	10	16	7	6	4	7	11	9
514	3	45	99	83	69	47	59	84	25	計

北宋卒年齢
(別表4) 卒年齢